

## 日本語政策学会 特定課題研究会運営経費補助金支給に関する施行細則

### 第 1 条 (目的)

本細則は、「日本語政策学会 特定課題研究会設置のための規定」(以下、「設置規程」) 第 6 条第 2 項に基づき、特定課題研究会(以下、「研究会」)の運営経費に関する補助金の申請手続き、金額の決定、補助金の支給手続き等の細則について定めるものとする。

### 第 2 条 (補助金の申請手続き)

補助金の申請は、「特定課題研究会補助金申請書」(以下、「申請書」)に必要事項を記入の上、「研究会」代表者がメール添付または郵送により事務局あてに届け出るものとする。

2. 届出の期間は、毎年度の「研究会」開設申請期間(郵送の場合は消印日)と同じとする。

### 第 3 条 (金額の決定)

補助金支給額は、申請内容、申請金額の妥当性、申請数、本学会の財政状況等を総合的に勘案して、理事会において決定する。

2. 「研究会」開設 2 年日以降の補助金申請については、申請年度の前年度の活動報告書および収支報告書(補助金の支給を受けた場合)の提出がない限り、受理されない。

### 第 4 条 (補助金の支給手続き)

補助金の支給額が決定した場合、事務局はその旨を「研究会」代表者に遅滞なく通知し、かつ決定から 2 週間に以内に、「研究会」代表者が「申請書」において指定する銀行口座等に補助金を振り込むものとする。

### 第 5 条 (補助金の繰越と精算)

「研究会」開設中の年度末において、当該年度支給の補助金に未使用残額がある場合、開設期間内であれば、翌年度に繰り越して使用することができる。

2. 「設置規定」第 6 条 4 項の定めによる「研究会」の開設期間終了時に、補助金に未使用残額がある場合、「研究会」代表者は、事務局の指定する方法により、遅滞なく当該残額を日本語政策学会に返還しなければならない。

### 附則

本細則は、2020 年 1 月 24 日より施行する。

2. 支給額の上限は、施行日より当面の間、上限を 1 件 30,000 円とする。

2021 年 10 月 30 日理事会決議により、支給額の上限を 1 件 50,000 円に改定する。

2021 年 11 月 29 日改正 (第 5 条追加)